

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第31号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び支給額」を「、支給額」に改める。

第4条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第2号中「支給日」の次に「（研修医指導管理者手当及び内視鏡業務手当については、翌月の給料の支給日）」を加える。

別表中「種別」を「種類」に改め、同表公害関係業務等従事手当の部の次に次のように加える。

災害応急作業等手当	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生した、又は発生するおそれがある本市の区域外の地域において災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事したとき（当該地域を管轄する他の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける場合を除く。）。	日額	1,080円
	(2) 上記(1)のうち災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において当該業務に従事したとき（ただし、上記(1)との併給はしない。）。	日額	2,160円

	(3) 上記(1)又は(2)に該当する場合であって、規則で定める夜間の時間において当該業務に従事したとき（ただし、上記(1)及び(2)との併給はしない。）。	日額	上記(1)又は(2)の額にその100分の50に相当する額を加算した額
--	--	----	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第32号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第22号)
の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

運行区域	乗降場所
島ヶ原区域	島ヶ原支所管内の市長が指定する場所
島ヶ原・上野区域	島ヶ原支所管内及び小田町地内の市長が指定する場 所並びに上野市駅

別表第3デマンド型の表中「島ヶ原・小田町区域」を「島ヶ原・上野区域」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第33号

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する期間」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に、「公示日以後」を「法第2条第2項の規定による公示の日以後」に改める。

第4条第1項中「規則で定める申請書その他関係書類により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第34号

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険条例(平成16年伊賀市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊賀市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第35号

伊賀市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊賀市子ども・子育て会議条例（平成19年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市こども未来応援会議条例

第1条中「ために、」の次に「こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項及び」を加え、「。以下「法」という。」を削り、「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に、「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改める。

第2条中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改め、同条第1号中「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) こども計画の策定に関すること。

(3) こども施策に関すること。

第3条第1項中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改め、同条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「公募した」を「の公募による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 学識経験を有する者

第5条から第9条までの規定中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、伊賀市子ども未来応援会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市子ども未来応援会議」に改める。

(伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市子ども未来応援会議」に改める。

伊賀市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第36号

伊賀市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市議会議員（以下「議員」という。）が伊賀市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員（伊賀市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間。以下「報告期間」という。）に、当該報告期間の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における伊賀市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該報告期間の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内

容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。